

北九州市中小企業融資制度の ごあんない

ご相談窓口

中小企業融資のご相談 ※ セーフティネット保証の認定	北九州市産業経済局中小企業振興課	北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階 (アクセスは裏面をご覧ください)
	TEL (093) 873-1433 FAX (093) 873-1434	
資金繰り相談や専門家派遣等のご相談	北九州市中小企業支援センター	
	TEL (093) 873-1430 FAX (093) 873-1450	

※毎月第2・第4火曜日（祝休日を除く）の10:00～16:00は中小企業振興課でも資金繰り相談を受け付けています。（無料・要予約）

申込者の資格要件

- 1 市内に事務所、事業所を有する方で、継続して一定期間（事業開始後、6か月又は1年以上。ただし事業を営んでいることが要件である①②③④、事業歴要件のない⑨⑩⑪の融資は除く。）同一事業を営んでいる中小企業者（組合、NPO法人を含む。）。
- 2 市税を滞納していないこと。
- 3 福岡県信用保証協会の信用保証の対象業種であること。
- 4 営業許可・登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること。
- 5 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- 6 福岡県信用保証協会の保証付き借入に対し、現に延滞し、又は当該借入の保証人でないこと。
- 7 福岡県信用保証協会の代位弁済先で、同協会に求償債務が残っていないこと。
- 8 暴力団、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者等に該当しないこと。
- 9 その他、融資の申込要件に該当すること。

申込みの際に必要な書類

- | | |
|--|---------------|
| 1 借入申込書（信用保証協会全国統一申込書式） | 1通 |
| 2 市税の納税証明書（中小企業融資用） | 1通 |
| 3 法人の場合 直近2期分の決算書（決算後6か月を経過している場合は最近の試算表を含む） | 各2通 |
| 個人の場合 直近2期分の確定申告書全ページの写し | 2通 |
| ※法人で決算期末到来、個人で確定申告期末到来の場合は、月別営業実績表 | |
| 4 履歴事項全部証明書（法人） | 2通（うち1通はコピー可） |
| 5 許認可の写し（許認可業種を営んでいる場合） | 1通 |
| 6 受注工事明細書（建設業を営んでいる場合） | 1通 |
| 7 宣誓書（飲食業で風俗営業でない旨の宣誓） | 1通 |
| 8 設備のカタログ、図面及び見積書（設備資金の場合） | 2通 |
| 9 認定書（認定書が必要な融資を申込み場合） | |
| 10 その他必要書類（1～9のほか、申込資金の種類や取扱金融機関等の審査で書類が必要となる場合があります。） | |
- ※認定申請書、申込書類等への押印は全て実印。

融資申込から借入までの流れ

【①～④及び⑨の資金】

- 1 取扱金融機関又は北九州商工会議所で申込み
- 2 取扱金融機関の貸付審査
- 3 福岡県信用保証協会の保証審査
- 4 取扱金融機関等と借入に係る契約の締結
- 5 取扱金融機関から借入

【⑤～⑦及び⑨～⑫の資金】

- 1 中小企業振興課で対象者認定又は受付
- 2 取扱金融機関で申込み
- 3 取扱金融機関の貸付審査
- 4 福岡県信用保証協会の保証審査
- 5 取扱金融機関等と借入に係る契約の締結
- 6 取扱金融機関から借入

※⑧⑬の資金は北九州市中小企業振興課、⑭の資金は国際ビジネス政策課、⑮の資金は環境産業推進課に別途お問い合わせください。

信用保証料について

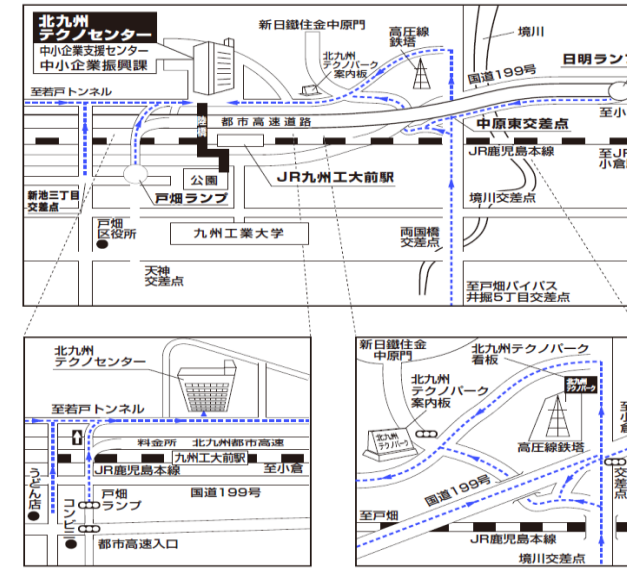
北九州市中小企業融資制度では、福岡県信用保証協会へ支払う保証料の一部を市が補てんしており、利用者の負担を軽減しています。

市の補てん率（例）

	協会所定保証料	市による保証料補てん	補てん後の保証料
小規模企業者支援資金	0.50%～2.20%	0.15%～0.66%	0.35%～1.54%
景気対応資金	0.45%～1.90%	0.09%～0.52%	0.36%～1.38%
開業支援資金（初回）	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	0%

※上記以外の資金でも補てんを行っています。補てん後の保証料率は内面をご参照ください。

北九州テクノセンターまでの案内図



アクセス

- JR小倉駅よりJR九州工大前駅まで6分
- JR九州工大前駅下車北側へ徒歩3分
- 都市高速道路日明ランプより国道199号へ
- 小倉方面からは、国道199号中原東交差点より北九州テクノパークへ入る
- 戸畑方面からは、都市高速道路戸畑ランプへ向かってJR線をまたぐ高架を上り、料金所直前で左折しテクノパークへ入る（一方通行）
- または新池三丁目交差点より若戸トンネル連絡道路経由でテクノパークへ入る。
- 若松方面からは若戸トンネルより直進、テクノパークへ入る。

関係機関

福岡県信用保証協会	小倉北区古船場町1-35（商工貿易会館4F）	TEL 551-2633
北九州商工会議所		
本所（中小企業振興課）	小倉北区紺屋町13-1（毎日西部会館1F）	TEL 541-0188
門司サービスセンター	門司区栄町5-10（第5久藤ビル1F）	TEL 321-2381
小倉サービスセンター	小倉北区紺屋町13-1（毎日西部会館1F）	TEL 511-2307
若松サービスセンター	若松区本町2-17-1（ベイストプラザ若松アネックス1F）	TEL 761-2021
八幡サービスセンター	八幡西区八千代町13-5（八千代ビル1F）	TEL 642-5381
戸畑サービスセンター	戸畑区浅生2-10-21（角野ビル1F）	TEL 871-2721

北九州市中小企業融資制度（概要）

注）記載内容以外にも制約等がございますので、申込窓口でご相談ください。

（平成29年4月1日現在）

目的	資金名	必要 事業歴 (以上)	申込対象者(※1)及び資金使途等	融 資 条 件								申 込 先
				限度額 (万円)	期 間 (据置期間)	金 利	保証料率 (※2)	責任共有 制度	保証人	担保	返済 方法	
通常の事業に 必要な資金 として	① 小規模企業者支援資金	事業を営 んでいる こと	小規模企業者の事業活動に必要な資金(運転・設備) 次のすべてに該当する会社及び個人事業者が対象。 ○常時使用する従業員が20人(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下 ○本資金借入後も保証協会付融資の残高が1,250万円以内であること	1,250	10年以内 (12月以内)	1.30%	0.35～ 1.54%	対象外	原則として 法人は代表者。 個人事業主は 不要 (※3)	原則 不要	一 括 償 還 又 は 分 割 償 還	○取扱金融機関15行(※4) ○北九州商工会議所 本所、サービスセンター
	② 小 口 事 業 資 金		事業活動に必要な資金(運転・設備)	1,250		1.40%	0.45～ 1.56%					
	③ 長 期 事 業 資 金		事業活動に必要な資金(運転・設備)	12,000		5年以内 1.50%	0.45～ 1.66%					
	④ 短 期 運 転 資 金		事業活動に必要な運転資金	3,000		1年以内						
緊急対策・ 経営安定対策 として	⑤ 災 害 復 旧 資 金	6か月	火災、風水害を受けた企業の早期復旧のための資金(運転・設備)	5,000 特認10,000	10年以内 (24月以内)	1.20%	0.36～ 1.38%	原則 対象	原則として 法人は代表者。 個人事業主は 不要 (※3)	必要に 応じて	一 括 償 還	○北九州市中小企業振興課 中小企業振興課にて対象 者の認定、申込書類の受 付後、取扱金融機関15行 (※4)へ申込み(ただし、 景気対応資金は認定後、 金融機関でも申込みが できます。)
	⑥ 連 鎖 倒 産 防 止 資 金		取引先の倒産等の影響を受けている企業の運転資金	4,000		1.40%						
	⑦ 景 気 対 応 資 金		セーフティネット保証5号や売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率の減少 に該当する企業を対象とする資金(運転・設備) (注)セーフティネット保証5号の認定者は、金利、保証料率が割引されます。	10,000		1.40%	0.36～ 1.38%					
	⑧ 経 営 力 強 化 サ ポ ー ト 資 金		6か月	金融機関及び認定経営革新等支援機関(注)の支援を受けつつ、中小企業者が自ら 策定した事業計画の実施に必要な事業資金(運転・設備) (注) 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル 以上の者(金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等)で、国の認定を受けたもの をいいます。		20,000	1.40%					
企業の成長を 支援する 資金として	⑨ 開 業 支 援 資 金 (一般枠)	-	特定創業支援事業を受け、市区町村の証明を得た方	3,000	10年以内 (24月以内)	1.20% (または 1.30%)	0.00%	原則 対象外 (一部対象)	原則として 法人は代表者。 個人事業主は 不要 (※3)	原則 不要	一 括 償 還	○北九州市中小企業振興課 ○北九州商工会議所 本所、サービスセンター ○取扱金融機関15行(※4)
			事業を営んでいなかった個人が、個人又は会社で創業して5年未満の方									
	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される 方、または分社化した会社で設立して5年未満の方											
	具体的な事業計画を持ち、事業に必要な資金の1/2以上の自己資金を有する方											
	具体的な事業計画を持ち、事業に必要な資金の1/3以上の資金(自己資金であること を問わない)が準備できる方											
	女性・若者・シニア特別枠		女性及び35歳未満又は55歳以上の男性で具体的な事業計画を持ち、事業に必要な 資金の1/10以上の資金(自己資金であることを問わない)が準備できる方									
⑩ 新 事 業 開 拓 支 援 資 金 (一般枠)	1 年	新たな分野への進出(運転・設備)、事業の拡大(設備)に必要な資金	10,000	1.40%	0.45～ 1.56%	0.27～ 1.00%	原則 対象	必要に 応じて	一 括 償 還	○北九州市中小企業振興課 中小企業振興課にて対象 者の認定、申込書類の受 付後、取扱金融機関15行 (※4)へ申込み		
		建設業の新たな分野への進出(運転・設備)に必要な資金										
⑪ 新 成 長 戦 略 み ら い 資 金	-	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する国・県・市の事業 において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた市内中小企業者の 事業展開に必要な資金(運転・設備) ※ 指定事業については、中小企業振興課にお尋ねください。	10,000	1.40%	0.45～ 1.51%	必要に 応じて 0.45～ 1.90%	原則 対象	必要に 応じて	一 括 償 還	○北九州市中小企業振興課 中小企業振興課にて対象 者の認定、申込書類の受 付後、商工組合中央金庫へ 申込み		
⑫ 高 度 化 ・ 準 高 度 化 資 金		高度化事業を実施するために必要な対象事業費のうち国・県の貸付対象外となった額 の2/3以内									20年以内 (36月以内)	1.60%
⑬ 流 動 資 産 等 活 用 資 金		1 年									在庫などの棚卸資産や売掛債権、機械設備などを担保として評価し融資する資金 (運転・設備)。1年以上同一事業を営む法人企業が対象。 次のアからウの融資方法があります。 ア 棚卸資産や売掛債権を担保として融資する「流動資産活用型」 イ 事業サイクルを一体として把握し担保として融資する「ビジネスサイクル型」 ウ 機械設備を担保として融資する「機械設備活用型」	
⑭ 貿 易 振 興 資 金 融 資 ア 貿易資金 イ 渡航資金	1 年	ア 輸出入に必要な資金及び輸出貨物の買取、生産、加工、集荷を行うために 必要な資金、諸掛り資金 イ 市場調査や商談等で海外に渡航するために必要な資金	ア 1,500 イ 50	6ヵ月以内 1年以内	1.55%	必要に 応じて 0.45～ 1.90%	原則 対象	金融機関 所定	金 所 融 定 機 関	一 分 括 償 還 又 は	○北九州市産業経済局 国際ビジネス政策課 ※詳細はお問い合わせください。 (電話551-3605)	
⑮ 環 境 産 業 融 資 ア 省エネ設備・新エネ設備導入資金 イ 環境配慮型製品導入資金	事業を営 んでいる こと	ア 省エネ設備又は新エネ設備の導入に必要な資金(設備・最低投資額150万円) イ 燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)及び それらの充電設備、北九州エコプレミアム認定製品の導入等に必要な資金 (設備・最低投資額100万円)	ア 10,000 イ 1,000	5年以内 (12月以内) 10年以内 (24月以内)	5年以内 1.20% 10年以内 1.40%	必要に 応じて 0.45～ 1.51%	原則 対象	金融機関 所定	金 所 融 定 機 関	一 分 括 償 還 又 は	○北九州市環境局 環境産業推進課 ※詳細はお問い合わせください。 (電話582-2630)	

(※1)申込対象者について

①、⑨、⑫、⑭の資金はNPO
法人の利用はできません。

(※2)保証料率について

北九州市では保証料の一部
を補てんしており、左の表では
補てん後の料率を表示してい
ます。
個々の経営状況等に応じ、
左記の範囲で保証料率が適用
されます。
別途、有担保などによる保証
などで料率が割引される場合
があります。

「開業支援資金」の2回目以
降のご利用の場合の保証料は
(責任共有制度)
対象外・・・0.75%
対 象・・・0.36～1.38%

(※3)保証人について

代表者本人以外の連帯保証
人を必要とする場合があります。
保証人に関する詳細は福岡
県信用保証協会等にお問い合わせ
ください。

(※4)取扱金融機関

次の金融機関の北九州市内
及びその近郊の本店・支店
【①～⑩の資金】
みずほ銀行 (○●)
福岡銀行 (○●)
西日本シティ銀行 (○●)
筑邦銀行 (○●)
北九州銀行 (○●)
十八銀行 (○)
親和銀行 (○)
佐賀銀行 (○)
福岡中央銀行 (○)
西京銀行 (○)
豊和銀行 (○)
福岡ひびき信用金庫(○●)
遠賀信用金庫 (○)
商工組合中央金庫 (○)

【⑫の資金】
商工組合中央金庫

【⑭の資金】
三井住友銀行
及び上記(○)のついた金融機
関

【⑮の資金】
上記(●)のついた金融機関